

豊川市文化会館使用料金表

施設使用料

令和元年10月1日改定

施設の名称	利用日の区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
大ホール	平日	21,570	39,340	51,040	60,910	90,380	100,770
	日曜日、土曜日及び祝日	29,470	51,040	60,900	80,510	111,940	127,270
中ホール	平日	8,820	16,170	20,640	24,990	36,810	41,080
	日曜日、土曜日及び祝日	11,820	20,640	25,000	32,460	45,640	51,720
会議室	大会議室	4,240	5,300	6,360	9,540	11,660	14,310
	中会議室	1,980	2,480	2,970	4,460	5,450	6,690
	小会議室1	1,610	2,000	2,410	3,610	4,410	5,430
	小会議室2	1,610	2,000	2,410	3,610	4,410	5,430
展示室		2,390	4,150	5,040	6,540	9,190	10,440
リハーサル室		1,370	1,760	2,020	3,130	3,780	4,650
楽屋等	楽屋1	2,900	3,910	4,540	6,810	8,450	10,220
	楽屋2	1,130	1,640	2,020	2,770	3,660	4,310
	楽屋3	2,020	2,510	3,010	4,530	5,520	6,790
	楽屋4	630	740	880	1,370	1,620	2,040
	楽屋5	630	740	880	1,370	1,620	2,040
	楽屋事務室	630	740	880	1,370	1,620	2,040
	主催者控室	880	1,130	1,370	2,010	2,500	3,050
	浴室1	1,130	1,130	1,130	2,260	2,260	3,050
	浴室2	1,130	1,130	1,130	2,260	2,260	3,050

備考

- 商業宣伝、収益事業を目的として入場料若しくはこれに類するものを1人1回につき、1,000円を超えて徴収する場合又は顧客サービスや販売促進、社員(会員)募集や採用を目的とする催しもの、社内会議や研修及びその場で料金を徴収して行うものでなくとも結果として収益を図る目的の個人、組織、グループ等が行う催し、会合等については、主催者が非営利団体(自治体・公益法人等)の場合を除き利用する場合の使用料は、この表又は備考4の使用料にその10割相当額を加算した額とする。
- 豊川市に住所を有しない個人又は事務所若しくは事業所を有しない法人等が利用する場合の使用料は、この表の使用料にその5割相当額を加算した額(10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)とする。ただし、備考1に該当する場合の使用料は、備考1の規定により算出した額の5割相当額を加算した額とする。
- ホールを利用する場合において舞台のみを利用するときの使用料は、この表の使用料の3割相当額とする。
- この表に規定する利用時間(以下「基本時間」という。)に連続する1時間について利用の許可を受けた場合のその時間の使用料は、基本時間の使用料の1時間当たりの額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)にその3割相当額を加算した額(10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)とする。
- この表中「祝日」とは国民の祝日に関する法律「昭和23年法律第178号)に規定する休日をいい、「平日」とは日曜日、土曜日及び祝日以外の日をいう。